

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会市町村交付金交付規程

平成 24 年 4 月 1 日

市町村振興協会規程第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会（以下「協会」という。）が、市町村に交付する市町村交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第 2 条 市町村交付金は、新市町村振興宝くじの収益金をもって鹿児島県が協会へ交付する県交付金を財源とする。

2 前項に定めるもののほか、協会基金積立運用規程により積み立てた基金のうち、予算で定める額を市町村交付金の財源とすることができる。

(市町村への交付基準)

第 3 条 市町村への市町村交付金の交付については、その総額の 3 分の 1 を均等割により、3 分の 2 を人口割により行うものとする。

(交付金の対象事業)

第 4 条 市町村交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 条）第 32 条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(会計処理)

第 5 条 協会は、市町村交付金について公益目的事業会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(交付を受けた市町村の報告)

第 6 条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、その用途について協会に報告するものとする。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 2 号）

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。